

資料1-1 補足資料

番号71102	令和4年度内部監査実施報告書	
①	公的研究費	1
②	入学試験・募集活動	7
③	ハラスメント防止対策	10
④	委託契約・発注	13
番号71102	中長期監査計画(R3~R8)	16
番号72101	独立監査人の監査報告書	17

令和4年度 内部監査結果報告書

被監査部局	事務局財務・運営課	監査実施年月日	令和4年8月8日～25日 ※リスクアプローチ監査も同期間の中で実施。
監査の対象	公的研究費 ① 科学研究費助成事業 ② 教員研究費 ③ 学長特別研究費	監査対象期間	令和3年度、令和4年度
担当職員	職	氏名	
監査担当者	企画監 教務学生課長	玉田 朋紀 米倉 卓	
被監査担当者	財務・運営課 課長 財務・運営課 主事	森本 靖 坂本 僚佑	

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見																								
①科学研究費助成事業	<p>「公的研究費にかかる内部監査マニュアル」に基づき、令和3年度に科学研究費助成事業を獲得している全教員の内、新規分は全て、継続分は交付金額の多い研究から全体の50%以上となるよう抽出して令和3年度及び令和4年度（監査実施時点まで）の物品費、旅費、謝金等の支出関係書類を確認した。</p> <p>【監査対象（抽出：科学研究費助成事業）】</p> <p>（R3年度新規分：単位（円））抽出件数：1件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>直接経費 (執行可能額)</th> <th>R3執行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦野 茂</td> <td style="text-align: right;">660,000</td> <td style="text-align: right;">651,7990</td> </tr> </tbody> </table> <p>（R3年度継続分：単位（円））抽出件数：5件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>直接経費 (執行可能額)</th> <th>R3執行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅原 啓太</td> <td style="text-align: right;">1,328,077</td> <td style="text-align: right;">644,929</td> </tr> <tr> <td>大平 肇子</td> <td style="text-align: right;">2,526,706</td> <td style="text-align: right;">743,694</td> </tr> <tr> <td>大川 明子</td> <td style="text-align: right;">1,900,000</td> <td style="text-align: right;">1,881,616</td> </tr> <tr> <td>長谷川智之</td> <td style="text-align: right;">738,648</td> <td style="text-align: right;">738,337</td> </tr> <tr> <td>日比野直子</td> <td style="text-align: right;">801,161</td> <td style="text-align: right;">565,602</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	直接経費 (執行可能額)	R3執行額	浦野 茂	660,000	651,7990	氏名	直接経費 (執行可能額)	R3執行額	菅原 啓太	1,328,077	644,929	大平 肇子	2,526,706	743,694	大川 明子	1,900,000	1,881,616	長谷川智之	738,648	738,337	日比野直子	801,161	565,602	
氏名	直接経費 (執行可能額)	R3執行額																								
浦野 茂	660,000	651,7990																								
氏名	直接経費 (執行可能額)	R3執行額																								
菅原 啓太	1,328,077	644,929																								
大平 肇子	2,526,706	743,694																								
大川 明子	1,900,000	1,881,616																								
長谷川智之	738,648	738,337																								
日比野直子	801,161	565,602																								

令和4年度 内部監査結果報告書

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見
<p>①科学研究費 助成事業 (つづき)</p>	<p>【監査結果】 事務処理手続等については、次の1点を除き、概ね適正に処理されていた。</p> <p>①備品の寄付手続の未了 科研費で購入した備品は、大学に寄付手続を行う取扱いとなっているが、購入したタブレット端末及びノートパソコンの寄付手続がなされていなかった。</p> <p>なお、不正が発生しやすいリスク要因や事項に着目して、重点的に監査を行うリスクアプローチ監査の結果については別紙のとおりであった。</p> <p style="text-align: center;">〔参考〕 公的研究費監査のチェック項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠書類の確認 ・ 目的外使用の確認 ・ 旅行命令書目的・復命書の確認 ・ 物品発注・検収体制の確認 ・ 研究補助員・非常勤雇用者等の確認 ・ 購入備品の設置状況・寄附申込み等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品を購入した教職員は備品の寄付手続を適正に行うこと。 事務局においては手続きの漏れがないよう確認を行うこと。

指導事項等	前回監査実施年月日	令和3年8月30日（月）
<p>前回監査の指導事項・その措置状況等</p>	指導事項等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品の寄付手続きを行うこと。 ・ 旅費の請求に誤りがあり、過請求のため、戻入処理を行うこと。 	措置確認

令和4年度 内部監査結果報告書

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見																		
<p>②教員研究費 （個人研究費）</p>	<p>「公的研究費にかかる内部監査マニュアル」に基づき、令和3年度に教員研究費（個人研究費）を執行している教員の中から、職位ごと（教授、准教授、講師、助教、助手）に1名ずつを抽出して物品費、旅費、謝金等の支出関係書類を確認した（なお、配分額（予算）には「教員活動評価・支援制度による研究費」、「地域交流センター事業による研究費」等を含む）。</p> <p>【監査対象（抽出：個人研究費）】 （R3年度：単位（円））抽出件数：5件</p> <table border="1" data-bbox="424 734 995 1016"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>配分額（予算）</th> <th>執行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 辰弥</td> <td>800,750</td> <td>798,158</td> </tr> <tr> <td>前田 貴彦</td> <td>935,000</td> <td>753,829</td> </tr> <tr> <td>川島 珠実</td> <td>343,000</td> <td>309,533</td> </tr> <tr> <td>田端 真</td> <td>199,000</td> <td>198,997</td> </tr> <tr> <td>橋本 千愛</td> <td>133,000</td> <td>112,293</td> </tr> </tbody> </table> <p>【監査結果】 事務処理手続等については、次の1点を除き、概ね適正に処理されていた。</p> <p>①物品の購入において教員が立替払いを行うことができる場合として、「物品で1件1万円未満のもの」と財務会計規程に定められているが、1万円を超える立替払いが行われていた。</p> <p>なお、不正が発生しやすいリスク要因や事項に着目して重点的に監査を行う「リスクアプローチ監査」の結果については、別紙のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔参考〕公的研究費監査のチェック項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の確認 ・目的外使用の確認 ・旅行命令書目的・復命書の確認 ・物品発注・検収体制の確認 ・研究補助員・非常勤雇用者等の確認 ・購入備品の設置状況・寄附申込み等の確認 </div>	氏名	配分額（予算）	執行額	林 辰弥	800,750	798,158	前田 貴彦	935,000	753,829	川島 珠実	343,000	309,533	田端 真	199,000	198,997	橋本 千愛	133,000	112,293	<p>・適正な会計処理を行うよう教職員に徹底すること。</p>
氏名	配分額（予算）	執行額																		
林 辰弥	800,750	798,158																		
前田 貴彦	935,000	753,829																		
川島 珠実	343,000	309,533																		
田端 真	199,000	198,997																		
橋本 千愛	133,000	112,293																		

令和4年度 内部監査結果報告書

指導事項等	前回監査実施年月日	令和3年8月30日(月)
前回監査の指導事項・その措置状況等	指導事項等	
	措置確認	
	・特になし	・特になし

令和4年度 内部監査結果報告書

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見												
③学長特別研究費	<p>「公的研究費にかかる内部監査マニュアル」に基づき、令和3年度に学長特別研究費を執行している研究の中から、交付金額の多い順に上位3名を抽出して物品費等の支出関係書類を確認した。</p> <p>【監査対象（抽出：学長特別研究費）】 （R3年度：単位（円））抽出件数：3件</p> <table border="1" data-bbox="424 555 970 743"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>交付額（予算）</th> <th>執行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>齋藤 真</td> <td>732,000</td> <td>731,500</td> </tr> <tr> <td>上杉 佑也</td> <td>1,041,000</td> <td>525,083</td> </tr> <tr> <td>岡根 利津</td> <td>797,000</td> <td>439,676</td> </tr> </tbody> </table> <p>【監査結果】 事務処理手続等については、いずれも適正に処理されていた。</p> <p>なお、不正が発生しやすいリスク要因や事項に着目して、重点的に監査を行うリスクアプローチ監査の結果については次ページ以降に記載のとおりであった。</p> <p>〔参考〕公的研究費監査のチェック項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の確認 ・目的外使用の確認 ・旅行命令書目的・復命書の確認 ・物品発注・検収体制の確認 ・研究補助員・非常勤雇用者等の確認 ・購入備品の設置状況・寄附申込み等の確認 	氏名	交付額（予算）	執行額	齋藤 真	732,000	731,500	上杉 佑也	1,041,000	525,083	岡根 利津	797,000	439,676	<p>・特になし</p>
氏名	交付額（予算）	執行額												
齋藤 真	732,000	731,500												
上杉 佑也	1,041,000	525,083												
岡根 利津	797,000	439,676												

指導事項等	前回監査実施年月日	令和3年8月30日（月）
前回監査の指導事項・その措置状況等	指導事項等	
	<p>・特になし</p>	<p style="text-align: center;">措置確認</p> <p>・特になし</p>

令和4年度 内部監査結果報告書

(リスクアプローチ監査について)

監査項目	監査内容・結果等（指導事項等）	改善意見
① 旅費	<p>【内容】 各種学会への参加や研究協力者との打ち合わせのため、県外に出張した旅行の旅費支出について、抽出して教員にヒアリング等を行い、状況の確認を行った。</p> <p>【結果】 確認した旅行については、適正に算出された旅費が支給されていた。また、出張した概要は復命書により報告されていた。</p> <p>また、本学教員が学会の大会に実行委員として参加している旅行については、学会から旅費が支給されていないことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
② 物品	<p>【内容】 換金性の高い物品（高額備品）について、保管状況等について、確認を行った。</p> <p>【結果】 換金性の高い物品（高額備品）の購入について抽出し、現物の確認や備品シールの貼付状況について確認した。</p> <p>また、科研費により購入した備品は大学へ寄付手続きを行うこととなっているが、一部備品について手続きが行われていなかった。 (確認した備品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン ・ 高精度圧痛計 ・ ポケットエコー ・ タブレット端末 ・ 液晶ディスプレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品を購入した教職員は備品の寄付手続きを適正に行うこと。 ・ 事務局においては手続きの漏れがないよう確認を行うこと。
③ 謝金・雇用	<p>【内容】 令和4年度に研究補助員を雇用している教員を抽出し、教員と研究補助員にヒアリングを行い、勤務状況等の確認を行った。</p> <p>【結果】 研究補助員の業務内容は、研究のための調査データの収集、データの整理（エクセルへの入力）などであり、教員の監督の下、業務に従事していた。</p> <p>また、雇用時には被雇用者へ労働条件通知書が交付され、勤務時間や時給などの労働条件の説明が行われていた。また、業務内容以外の業務や時間外勤務なども行われていなかった。報酬は規程通りの単価により遅滞なく支給されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

令和4年度 内部監査結果報告書

被監査部局	事務局教務学生課	監査実施年月日	令和5年2月16日
監査の対象	入学試験・募集活動	監査対象期間	令和3年度、令和4年度
担当職員	職名	氏名	
監査担当者	企画監	玉田 朋紀	
被監査担当者	入試委員会 委員長 教務学生課 課長	浦野 茂 米倉 卓	

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見
	<p>【監査結果】</p> <p>入学試験・募集活動については、「意見」として記載したものほかは、概ね適正に執行されていた。</p> <p>個別項目の対応状況は、次のとおりである。</p> <p>（概ね良好に対応されているもの）</p> <p>1 入試の計画・準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 入試業務を担当する委員会として、入試委員会が設置され、教員6名と事務局職員から組織されている。入試委員会では、入試制度の検討等が行われ、それらの情報は教授会で審議または報告されている。 	

令和4年度 内部監査結果報告書

	<ul style="list-style-type: none">・試験問題の作成においては、出題ミスを防止するためのマニュアルを作成し、点検を徹底するなどの対策を行っている。また、漏えい防止のため、作成者の守秘義務が徹底されるとともに、試験問題の印刷、輸送、保管等に際しても、委託業者に対して管理を徹底している。 <p>2 入試の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・出願の受付は、インターネットにより行われており、専門業者に委託されている。・インターネットを活用することにより、受験票の印刷などが受験者自身で行うこととなり、受験票の発送にかかるトラブルなどの防止につながっている。・試験実施にあたっては、入試委員会を中心として、教職員全体で対応する体制がとられている。・試験業務については、実施細目等により業務内容がマニュアル化されるとともに、説明会が開催され、担当者の業務内容の理解が徹底されている。・不正行為の防止については、特に電子機器の扱いについて厳正に対応が行われている。・試験中に試験問題の内容に関する疑義が生じる場合に備えて、試験中は問題作成者が待機している。 <p>3 採点・合否判定</p> <ul style="list-style-type: none">・採点は複数名により点検が行われ、ミス防止している。・合否判定は、判定基準を教授会で審議するとともに、教授会で承認された基準により合否判定が教授会でされている。・合格発表は、紙により掲示とインターネットへの掲載が行われている。 <p>4 募集活動</p> <ul style="list-style-type: none">・大学に関する情報を的確に届けられるよう、大学案内や広報誌を作成するとともに、新聞やテ	
--	---	--

令和4年度 内部監査結果報告書

	<p>レビ・ラジオを活用して情報を発信している。</p> <p>また、県内外で開催される進学相談会に参加したり、本学の志望者が必要な情報にアクセスしやすいホームページとなるよう「高校生・受験生」のページを設置したりしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の進路指導担当教員を対象にした説明会により入試情報を発信している。また、コロナ禍ではあるが、来場型とオンライン型を併用してオープンキャンパスを開催し、高校生に本学を紹介している。 ・高校生に看護職についての理解を深めてもらうため、一日みかんだい生や出前授業を実施している。 <p>（「要改善」及び「意見」は以下のとおり。）</p> <p>1 一般選抜志願者の確保（意見）</p> <p style="padding-left: 2em;">令和5年度一般選抜の志願者数が昨年度と比較して減少し、近年で最も少ない人数であった。（意見）</p> <p>※（要改善） 法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断された事項で、改善を要するもの。</p> <p>※（意見） 要改善には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者数が減少した理由を分析し、今後の志願者の確保に向けて、広報などの募集活動等についての検討が必要である。
--	---	---

令和4年度 内部監査結果報告書

被監査部局	事務局 総務課	監査実施年月日	令和5年2月22日
監査の対象	ハラスメント防止対策	監査対象期間	令和3年度、令和4年度
担当職員	職名	氏名	
監査担当者	企画監	玉田 朋紀	
被監査担当者	人権・環境委員会 委員長 総務課 主査	大西 範和 岡田 紳	

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見
	<p>【監査結果】</p> <p>ハラスメント防止対策については、「意見」として記載したもののほかは、概ね適正に執行されていた。</p> <p>個別項目の対応状況は、次のとおりである。</p> <p>（概ね適正に執行されていたもの）</p> <p>1 規程等の整備</p> <p>下記のとおり規程や要綱等が整備され、学内ホームページで閲覧できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人三重県立看護大学ハラスメントの防止等にかかる規程 ・三重県立看護大学ハラスメント防止ガイドライン 	

令和4年度 内部監査結果報告書

	<ul style="list-style-type: none">・ハラスメント防止宣言・公立大学法人三重県立看護大学ハラスメント相談窓口及びハラスメント調整員に関する要綱・ハラスメント調査委員会に関する要綱・ハラスメント相談窓口および調整員にかかる対応マニュアル・ハラスメント相談窓口対応フロー図・ハラスメント調整員対応フロー図 <p>2 委員会の設置</p> <p>ハラスメントをはじめとする人権問題に関する相談や教育・啓発、防止等を担当する人権・環境委員会が設置されている。</p> <p>また、ハラスメント案件に関する調査等を行う必要があると認められる場合には理事長がハラスメント調査委員会を設置することが定められている。</p> <p>なお、これまでに調査委員会が設置されたことはない。</p> <p>3 相談への対応</p> <p>すべての教職員がハラスメント相談窓口と定められている。相談窓口となる全教職員を対象としてハラスメント相談窓口研修が実施されている。</p> <p>また、相談対応等を行う調整員が学内から任命されている。調整員に対しても研修が行われている。</p> <p>さらに、学外にも弁護士や専門業者が対応する相談窓口を設置している。</p> <p>なお、近年の相談件数は0件ないし1件である。令和4年度からは、ハラスメントではないかと疑われる事案を把握できるよう学生委員会と連携を図っている。</p> <p>4 教育・啓発</p> <p>教職員に対しては前述のとおりハラスメント相談窓口や調整員としての研修が実施されている。</p> <p>学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーション・ガイダンスで全学年の学生にハラスメント防止</p>	
--	--	--

令和4年度 内部監査結果報告書

	<p>や相談窓口についての説明が行われている。</p> <p>また、1、2年生に対しては外部講師を招いて研修会を実施している。3年生に対しては実習のオリエンテーションにおいて、実習におけるハラスメント防止について説明を行っている。</p> <p>学内には啓発ポスターを掲示し、リーフレットSTOP！HARASSMENTの配布やホームページへの掲載を行っている。</p> <p>(「要改善」及び「意見」は以下のとおり。)</p> <p>1 相談窓口の学生の認知度</p> <p>学生に対する大学生活に関するアンケートにおいて、ハラスメントに関する大学の相談窓口の認知度は43%となっており、学生への一層の周知が必要である。(意見)</p> <p>2 学生に対する研修会の実施</p> <p>学生に対する研修会を1年生及び2年生を対象に実施しているが、各年度の実施時期により参加学生数が少ないことがある。(意見)</p> <p>※(要改善) 法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断された事項で、改善を要するもの。</p> <p>※(意見) 要改善には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。</p>	<p>全教職員がハラスメント相談窓口であることが学生に浸透するよう、周知の方法などを工夫されたい。</p> <p>より多くの学生が参加できるよう実施時期・方法を検討されたい。</p>
--	---	---

令和4年度 内部監査結果報告書

被監査部局	事務局財務・運営課 総務課 教務学生課	監査実施年月日	令和5年2月6日～10日
監査の対象	委託契約・発注	監査対象期間	令和3年度、令和4年度
担当職員	職名	氏名	
監査担当者	企画監	玉田 朋紀	
被監査担当者	財務・運営課 課長 主幹	森本 靖 中村 有里	

監査項目	監査結果等（指導事項等）	改善意見
	<p>【監査結果】</p> <p>委託契約・発注については、「要改善」として記載したもののほかは、概ね適正に執行されている。 個別項目の対応状況は、次のとおりである。</p> <p>（概ね良好に対応されているもの）</p> <p>1 規程等の整備 下記のとおり規程や要綱等が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則 ・公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程 ・公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程 	

令和4年度 内部監査結果報告書

	<p>・公立大学法人三重県立看護大学入札等審査会設置要綱</p> <p>・「三重県立看護大学1者入札対応について」</p> <p>2 契約に係る決裁や入札等の手続き 各種委託契約にかかる手続きについて抽出して確認したところ、「要改善」及び「意見」として記載したもののほかは、概ね適正に執行されている。</p> <p>(「要改善」及び「意見」は以下のとおり。)</p> <p>1 執行伺いの作成 業務委託を行うにあたり、執行伺いの決裁が行われていない案件が複数見られた。(要改善)</p> <p>2 予定価格の作成 業務委託にかかる契約締結伺いにおいて、予定価格が記載されていない案件が複数見られた。(要改善)</p> <p>3 業務委託契約にかかる決裁区分 業務委託の契約にかかる決裁において、理事長の決裁が必要な1000万円以上の契約について、副理事長決裁としていた案件があった。(要改善)</p> <p>4 委託契約に係る見積り合せの実施 委託契約に係る見積り合わせにあたり、複数の事業者から見積書を徴収したが、仕様の異なる見積書で価格比較を行っていた。(要改善)</p> <p>5 契約書への印紙の貼付 大学に保管する契約書は、契約相手方が作成した契約書であり印紙を貼付した契約書とすべき</p>	<p>・業務委託を行う際には執行伺いの決裁を受けること。</p> <p>・予定価格の作成が必要な契約については、予定価格調書の作成又は契約締結伺いに予定価格を記載しておくこと。</p> <p>・契約金額に応じた適正な決裁区分により決裁を受けること。</p> <p>・見積書の内容を確認し、同一の仕様により見積書の比較を行うこと。</p> <p>・印紙を貼付した契約書を大学が保管するこ</p>
--	---	--

令和4年度 内部監査結果報告書

	<p>ところ、印紙を貼付した契約書を契約相手方が保管し、大学には印紙の貼付していない契約書が保管されていた。(要改善)</p> <p>※(要改善) 法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断された事項で、改善を要するもの。</p> <p>※(意見) 要改善には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。</p>	<p>と。</p>
--	---	-----------

中長期監査計画（令和3年度～8年度）

	教育・研究、財務、学生、オペレーション			
令和3年度	①公的研究費	②郵券証紙類・預金残高・小口現金、資産（物品含む）	③地域交流センター事業	④情報セキュリティ・マイナンバー
令和4年度	①公的研究費	②委託契約・発注	③入学試験・募集活動	④ハラスメント防止対策
令和5年度	①公的研究費	②授業用経費	③学生及び教職員の健康管理	④環境マネジメントシステム
令和6年度	①公的研究費	②収入事務	③学生相談制度	④人事管理
令和7年度	①公的研究費	②知的財産管理	③県内就職の促進	④危機管理・防災体制
令和8年度	①公的研究費	②後援会・同窓会	③修学支援制度	④文書管理・規程等の整備・運用状況



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

公立大学法人三重県立看護大学

第14期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

2023年6月

監査報告書

監査対象 財務諸表

その他の報告事項の対象 利益の処分に関する書類(案)

事業報告書(会計に関する部分に限る)

決算報告書

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月12日

公立大学法人三重県立看護大学
理事長 片田 範子 様

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 繁 紀
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく監査に準じて、公立大学法人三重県立看護大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人三重県立看護大学の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、公立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び地方独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、法第35条第1項の規定に基づく監査に準じて、公立大学法人三重県立看護大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第14期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、公立大学法人三重県立看護大学の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上